○国土交通省告示第七百五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
トーハツマリーン株式会社　本社工場	長野県駒ヶ根市下平4495番地９	船外機（連続最大出力が92キロワット以下のものに限る。）	令和７年１月７日から令和12年１月６日まで

○国土交通省告示第七百六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ＩＨＩ原動機　新潟ガスタービン工場	新潟県北蒲原郡聖籠町東港５―2756―３	排気タービン過給機	令和６年11月25日から令和11年11月24日まで

○国土交通省告示第七百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Rolls ― Royce Solutions GmbH	Maybachplaz 1, 88045 Friedrichshafen, Federal Republic of Germany	内燃機関（シリンダの径が130ミリメートル以上170ミリメートル以下のものに限る。）	令和７年５月27日から令和12年２月19日まで

○国土交通省告示第七百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
日興電機工業株式会社　本社・秦野工場	神奈川県秦野市菩提90番地	電動機	令和７年４月13日から令和12年４月12日まで
〃	〃	発電機	〃

○国土交通省告示第七百六十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD	31／1　RANGSIT―ONGKHARAK ROAD, BUNG YEETHO THAN YABURI, PATHUMTHANI 12130, KINGDOM OF THAILAND	船外機（連続最大出力が30キロワット以下のものに限る。）	令和７年５月25日から令和12年５月24日まで

○国土交通省告示第七百六十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ＢＥＭＡＣ株式会社　大西工場	愛媛県今治市大西町九王甲1520番地	配電盤	令和７年６月17日から令和12年６月16日まで
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第七百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Rolls ― Royce Solutions GmbH	Maybachplaz 1, 88045 Friedrichshafen, Federal Republic of Germany	排気タービン過給機	令和７年２月20日から令和12年２月19日まで

○国土交通省告示第七百六十六号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和六年十一月一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
本田動力（福州）有限公司	中華人民共和国福建省福州市晋安区后屿路７号	船外機（連続最大出力が15キロワット以下のものに限る。）	認定に係る事業を廃止したため

○国土交通省告示第七百六十七号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和六年十二月三十一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
THAI YAMAHA MOTOR COMPANY LIMITED.	No.64, Mu1, Debaratana Road, Sisa Chorakhe Yai Sub-district, Bang Sao Thong District, Samut Paraka Province 10570, Kingdom of Thailand	船外機（連続最大出力が5.9キロワット以下のものに限る。）	認定に係る事業を廃止したため